

令和 5 年 4 月 17 日
消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」に関する意見募集の結果について

1. 意見募集対象

・「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 5 年 3 月 2 日（木）まで

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ウェブサイト及び消費者庁ウェブサイトに掲載

(3) 意見提出方法

インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、電子メール、郵送

3. 提出意見数

111 件

※ 別紙 1 では、1 件の提出意見に複数の意見が含まれる場合には、回答の分かりやすさの観点から意見を分割し、主な意見を項目ごとに記載しております。このため、別紙 1 に記載している意見数と上記提出意見数とは一致しません。

4. 意見の概要と意見に対する考え方

別紙 1 のとおり。

5. 意見公募手続を実施した処分基準等の案と定めた処分基準等との差異

別紙 2 のとおり。

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」
 に関する意見の概要及び当該意見に対する消費者庁の考え方

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| 1. 全体 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・折角法律ができたが、行政が動けない厳しい基準では、意味のない法律になってしまう。宗教での被害をこれ以上起こさないために、一時的な問題ではなく、長期的に運用が可能な処分基準案を作成してほしい。 ・該当条件が厳しすぎて実効性があるとはどうてい思えない。逆に該当していないので安心安全ですと言い訳の材料にされる危険すらある。しっかりと問題のある団体が該当するように作らなければ何も問題は解決しない。問題を解決しようとする気があるのか消費者庁の姿勢がハッキリわかるため、条件もっと考えて。 ・条件が厳しすぎて、防止する気がないように見える。 ・厳しすぎないか？なんやかんや理由をつけて団体側を守ろうとしているように感じる。被害者を救済することを優先した条件にしませんか？ ・寄附の不当な勧誘、と認定するための要件が厳し過ぎる。 ・不当な勧誘だと認定されるための要件が厳しすぎる。 ・寄附不当勧誘と認められるための要件が厳しすぎるた | <p>本処分基準等は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「不当寄附勧誘防止法」といい、同法の条項を引用する場合には単に条項番号を記載します。）の条文の規定に加え、衆議院における修正によって追加された条項については参議院の審議における修正案提出者の答弁（以下「修正案提出者の答弁」とします。）に基づき整理するなどしたものです。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>め反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用要件が厳しすぎる。本当に被害者救済をするつもりがあるのか非常に疑わしい。 ・条件が厳しすぎて不当行為の抑止に繋がるとはとても思えない。 ・適用要件があからさまにこの寄附行為の不当勧誘に関する整備が必要になった事例に於いて適用される事にならないであろうと予想される厳しさ。 ・被害者にとって厳しすぎる基準が示されており、このままでは被害者が救われないどころか、新たな被害者を生み続ける状況になりかねない。 ・要件を満たす条件が厳しすぎる。本当に困っている国民を救う気があると感じられない。 ・違反した団体への行政の介入ハードルがかなり高いように思える。 ・ハードルが高すぎる。被害者を減らす気があると全く思えない。もっと緩和すべき。 ・統一教会の不当寄附を証明するハードルが高くなっていることに、疑問を感じる。被害者を救う気があるのか。 ・加害した側が「組織的に」行ったことであると被害者側が証明しなければならない一文や、「報告」を求め | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <p>るための基準が、「勧告」を行う要件を全て満たしている必要があるなど、被害者救済のハードルが高くなるものだと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件が狭すぎる。立証困難なものが多すぎる。 ・勧告（6条）について、多くの被害者の実例を見て、対象を厳しく限定する文言は入れないでほしい。 ・カルト宗教の問題がクローズアップされる中で、行政処分をするための要件が現行法より厳しくなるのは理解に苦しむ。 ・行政処分の要件がより厳しくなっているのは、真っ当な団体の寄附に差し障りが出る点を考慮されてのことかと推察する。しかし、現政権与党で、この教団との繋がりが指摘される先生方の疑惑が十分に追及されない現状だと、まるでこの教団を利するかのような印象を与えてしまいかねない。判断の難しいところとは思いますが、今は、旧統一教会の対策を優先する基準で進めてほしいと考える。 ・行政処分要件の厳格化に反対する。宗教法人等による搾取から被害者を救うため、より訴えやすいものをお願いする。 ・条件が以前より厳しくなっているのは何故か。統一教会問題が起こっているにも関わらず、このような変更 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>が行われることに反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分基準が現行法より厳しい基準になってしまっている。 ・ 現行よりもカルト団体への行政処分の要件が厳しくなる点は問題だと考える為、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」等に反対する。 ・ 現行法より行政処分の要件が厳しくなっているのはおかしいのではないか？ ・ 全体的に判断基準が欠落している。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ この案には反対である。被害者が法人等による寄附の不当な勧誘を証明しなければならず、かなり負担になることが予想され、被害防止にならないどころが、かえって寄附の不当な勧誘が拡大してしまう可能性があるからである。 ・ 勧誘された側に証拠の保全など厳格で大きな負担を強いることが前提になっていて、現実的ではない。 ・ マインドコントロールや異常な環境の上で強制性こそが問題であり、このような状況下での勧誘の防止を画策すべきであり、被害者への負担を求めるものではないはずである。 ・ カルト教団等の被害にあった際は証拠の提出は非常に | <p>本処分基準等は、消費者庁が行政措置を講ずる際の基準を示したものです。行政措置を講ずるに当たっては、消費者庁において事実認定を行うものであり、寄附の勧誘を受けた個人に対し、行政措置の対象となる行為についての違反事実等の立証を求めるものではありません。</p> <p>また、寄附の勧誘を受けた個人の供述も証拠となり得るものであり、必ずしも勧誘時の録音、録画等が必要となるわけではありません。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>難しいと思う。被害者に負担がかかるものではなく、加害者を罰するまたは規制できるものを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この寄附の不当な勧誘の不当さ、違法さを証明する立証責任を被害者側に求めることは想定される犯罪団体側に利することに他ならない。 ・「配慮義務の遵守に係る勧告等(法第6条)」の内容では、被害を受けたとされる個人が自らその被害を証明しなければならず、領収証等が発行されないタイプの献金被害に対してはほとんど、被害者を救済する方法が無いのと同じであると言える。 ・宗教では領収証などは出されないことが多く、そういった証拠がないと被害が認められないようでは救済に繋がらない。そういった要件を外してほしい。 ・勧誘された時の証拠を都合よく残せることがどれほどあるのか。 ・正体を隠して勧誘されたときの証拠、録音や動画はそもそも正体を隠して接近してきているのだから、確保することは難しい。 ・明らかな証拠を被害者が用意できるわけではない。 ・勧誘を開始する前から相手を疑い証拠を押さえるのは不可能なため、友人知人として仲を深めたあとに裏切るような態度で勧誘してくる、卑劣な団体に有利ナル | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <p>ールと感じ、また同じような目に遭う危険が高まることが大変不安である。本件はそのまま通さず、見直しをお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正体を隠して勧誘された時の証拠はハードルが高すぎる。 ・ 長年教団から搾取されまともな思考を洗脳により奪われてきた人々に対しまるでプロのライター並みの情報収集や証拠の提出を求めるなどナンセンスである。 ・ 組織的に行われていることの証明や客観的な証拠、録音や動画など、被害者に厳しすぎる。 ・ 追い詰められた被害者が客観的記録を録ることや「組織的な」行動であることを証明するのは非常に困難だと考える。 ・ 統一教会被害者の情報を正しく認識していれば、処分基準に録音や動画、改善の見込みがない証明など含まれているのは不適切だと考える。 ・ 1番注目してほしいことは、「この伝道のやり方は全て口頭で説明され、マニュアルが存在しなかった」という点である。このような教会で決められたやり方があるにも関わらず、個人に対してマニュアルを用意していないことは、とても非効率で、不自然だと感じる。他の信者の方の話を聞いても、マニュアルは存在しな | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|---|
| <p>いようだ。この様に、統一教会は意図的に証拠を残さないことを徹底している可能性が大いにある。ぜひ、「証拠が不自然なくらい少なすぎる」ということにも観点を置いて見直しをして頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教的な被害は、何年も経って自覚することが多いと思うが、被害者個人が後から証拠を集めることは著しく不可能である。よって、被害を請求された際の証拠は組織である教団側が提出する方が良い。 ・ 証拠を出すように加害者へ要求できるような案が望ましい。 ・ 今の案は現行法律よりも、被害者の証拠責任をいっそ加担してしまい、立件して処分させるのが難しい。積極的に宗教法人に証拠責任を要求し、被害者の負担を軽減させるべきだ。 ・ 本来あるべきはずでない証拠がある、ないし、あるべき証拠がない、というのは全て被害者の利益となるべきではないか、性善説に基づきあるべき法人等が行う犯罪行為の疑いは、より同法人等に責任が求められるべきである。 | |
| <p>6条や7条の基準が厳しすぎではないか？被害の抑止を第一に考えて行政に多くの相談が寄せられているだけで勧告を出せるようにするべきである。</p> | <p>消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用のためには情報収集は重要であることから、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）や関係行政機関、消</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| | <p>消費者庁ウェブサイト開設した情報提供フォーム等を通じ、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報を収集した上で、個別の具体的な事案の内容に応じて、法と証拠に基づき適切に判断していくこととしています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教団体が報告を出さなかった時、ゼロ回答を行った時、又は虚偽の報告を行った時、どのような対応が出来るのか。報告拒否自体にまともな罰則かペナルティのようなものが無いとどこの団体も報告を拒否して終わるのではないか。 | <p>法人等が報告を行わなかった又は虚偽の報告を行った場合の対応は、消費者庁において法と証拠に基づき適切に判断していくこととしています。</p> <p>なお、第7条第1項に基づく報告徴収に対して、法人等が報告を行わなかった又は虚偽の報告を行った場合には、第17条に該当する可能性があります。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 本処分基準等は、処分基準、行政指導指針、その他の指針という性質の異なるものが、それぞれの性質を明らかにすることなく混在的に定められている。各行為の処分性（行政事件訴訟法3条2項）の有無を予め明らかにしておかなければ、各行為の相手方となった宗教法人は行政事件訴訟法上のいかなる訴訟を提起していけば良いか悩むことになり、実効的権利救済の要請に反する結果を招来する。その法的性質が不明瞭な部分が多く、各記載の法的性質の明確化を求める。 | <p>本処分基準等については、第7条第3項の規定による命令が行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号の不利益処分に該当すると考えられることを踏まえ、策定したものです。</p> <p>なお、他の行政措置については、同号の対象とはならないと考えられますが、行政措置の適正性を確保する観点から本処分基準等で考え方をお示ししています。</p> |
| <h2>2. 前文</h2> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 前文の「下記の各措置は～」部分を以下に改めること | <p>消費者庁が行政措置を講ずるに当たっては、法人等に</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>を求める。「下記の各措置は、法第 1 条に規定するとおり、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図るため、法人等の定款、規則、教義等に寄附への強制性があるか否かに留意しつつ、また法第 12 条に規定するとおり、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないことに留意して行うものとする。」</p> | <p>よる寄附の勧誘の実態に関し、適切に判断していくこととしています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教法人等へ一歩踏み込んだものである為、法律の専門家のみではなく、宗教の専門家及び宗教者（違う宗派の 7 人）の意見を反映できる評議会を関わせ、政治・思想や宗教的な偏りのないようなものとしてもらう事を切に願う。 ・ 配慮義務の遵守に係る勧告等（法第 6 条）の「勧告」、「公表」、「報告徴収」、並びに、禁止行為に係る報告、勧告等（法 7 条）の「報告徴収」、「勧告」について、「支障が生じている」「特に必要と認める」「総合的に考慮」等を行うにあたって、以下のとおり意見を述べる。処分基準等（案）の冒頭に「学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない」と明記されていることから、各分野を熟知した専門家を含む「第三者機関」を設置し、消費者 | <p>第 12 条は、「この法律の運用に当たっては、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならない」と規定しています。この規定を踏まえ、消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法の行政措置を講ずるに当たって、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、宗教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しながら、行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるように、関係分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱しました。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p>庁長官はその機関の意見を聞いたうえでこれらの判断を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> カルト宗教などといった閉鎖的、排他的な法人では客観的な評価が非常に困難となる可能性が考えられる。主観的な被害を訴えられた時点で適切な第三者機関の協力を仰ぎ、被害者の保護及び法人の調査を行えるよう制度を整えるべきである。関連して改善が見込まれた場合の例外措置においても意見があり、上記の理由で改善が適切に行われず、改善が一時的、場当たりのものになったり、最悪の場合は口約束に終わってしまう懸念もある。第三者機関との協力による監視、意見およびレポート提出の義務化のような対策を整備しておくべきではないか。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 配慮義務の遵守に係る勧告・公表・報告徴収の判断に当たっては、法第13条の定めのとおり、該当する各関係行政機関の長、殊に宗教法人においては文部科学大臣及び所轄庁たる文化庁宗務課に必要な協力を得ることを明記すべきである。 | <p>第13条は、「この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる」と規定しています。</p> |
| <p>3. 配慮義務の遵守に係る勧告等（不当寄附勧誘防止法第6条）：1（1）勧告関連</p> | |
| <p>○「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」について</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 表面的には「抑圧の程度や期間の長さが著しい」とはいえず自らの意思で活動しているように見える場合 | <p>第6条第1項は、「法人等が第3条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <p>も、その意思形成過程で違法不当な伝道手法が用いられたような場合は「自由な意思を抑圧」と評価されるべきであり、「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」に当たりうるというべきである。したがって、例として「抑圧状態の形成過程で違法不当な方法が用いられた場合」なども明記すべきである。</p> | <p>権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる」と規定しています。</p> <p>このうち、「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」場合については、修正案提出者の答弁に基づき、具体的な状況を示す例として、「法人等による寄附の勧誘を受けている個人が自由な意思を抑圧されているという場合において、その抑圧の程度や期間の長さが著しいときや抑圧状態に置かれている個人が多数に及んでいるとき」としています。</p> <p>また、「抑圧状態の形成過程で違法不当な方法が用いられた場合」については、その内容が必ずしも明確ではなく、さらに、勧誘によってもたらされる結果としての個人側の状態を示している配慮義務の規定、これは寄附する側、個人側に着目をしています。これに対し、抑圧状態の形成過程で違法、不当な方法が用いられた場合は、法人等側の話であり、個人側の状態を示している配慮義務の規定と必ずしも整合的でないことから、本処分基準等に記載することは適切でないと考えられます。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮義務の遵守に係る勧告等（法第6条）の（1）勧告の2行目「個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」の、6行目からの例示1・2・3については、あくまでも一例に過ぎないことを明記し、具体的な判断基準ともなるべき事例、判例などを専門家の協力のもと、取りまとめるべきである。 ・ 「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」と認定される条件があまりに厳しすぎる。これでは政府は今後も統一教会をはじめとするカルトとの癒着を続け、被害を救済するつもりがないとみなされても仕方がない。 | <p>御指摘の箇所については、修正案提出者の答弁に基づき、「個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」の具体的な状況を示す例として記載しています。</p> <p>また、消費者庁においては、不当寄附勧誘防止法の行政措置を講ずるに当たって、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、宗教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しながら、行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるように、関係分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱しました。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 何をもち「多数」とすべきなのか量的判断の基準は個人によって感覚に差が生じかねないため、もう少し具体的にしてほしい。 ・ 程度というものの定義は非常に困難だとしても、期間や生活レベルの低下については明確な判断が可能であると考える。こちらの指定をしてほしい。 | <p>「法人等による寄附の勧誘を受けている個人が自由な意思を抑圧されているという場合において、その抑圧の程度や期間の長さが著しいときや抑圧状態に置かれている個人が多数に及んでいるとき」については、修正案提出者の答弁に基づき、「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」場合の具体的な状況を示す例として記載しています。</p> <p>自由な意思の抑圧の「期間の長さ」や、抑圧状態に置かれている個人が「多数に及んでいる」ことなどについては、個別の事案によって様々な状況が考えられるとこ</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| | <p>ろ、具体的な数値基準で一概に判断されるものではありません。消費者庁が行政措置を講ずるに当たっては、個別の具体的な事案の内容に応じて、法と証拠に基づき適切に判断していくこととしています。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 両親が信者である信者2世がこの被害を受けていた時、その被害を認識するのは大人になってからが多いのではないかと。大人になってから、根拠を揃えることなどほぼ不可能である。 ・ 寄附の生活レベルの低下について、扶養されている子供にとっては、進学等によって将来設計が致命的なダメージを受ける。 ・ 勧告条件に「家族の生活レベルが著しく低下…」とあるが、信者当人の生活侵害も盛り込むべきだ。 ・ 善意の自由意志において、寄附をする個人とその家族の他者と間で意見の相違がある場合、両者のお互いの意見の個人の自由意志がどこまで尊重されるのかが曖昧。 | <p>「個人が法人等への寄附をし始めたことでその家族の生活レベルが著しく低下して学費や食費にも事欠くような状態が生じているとき」については、修正案提出者の答弁に基づき、「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」場合の具体的な状況を示す例として記載しています。</p> <p>「家族の生活レベルが著しく低下して学費や食費にも事欠くような状態」については、個別の事案によって様々な状況が考えられるところ、具体的な数値基準で判断されるものではありません。消費者庁が行政措置を講ずるに当たっては、個別の具体的な事案の内容に応じて、法と証拠に基づき適切に判断していくこととしています。</p> |
| <p>○「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」について</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「明らかに」の文の削除要請。「明らか」の解釈次第で証拠と認められなくなるという大変危険極まりない恐れがある。 ・ 「明らかに」認められなくてはならない、っておかし | <p>第6条第1項は、「法人等が第3条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>くないか？すでにこれだけ問題を起こして、本来だったら解散していなくてはいけないカルト団体なのにも関わらず、洗脳されてしまった人を相手に金をむしり取って大変なことになってるのに、この証明することの難しさは、素人でもわかるくらい明らか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「統一教会のせいで被害が生じていると「明らかに」認められなくてはならない」、この「明らかに」は不当であるため削除すべき。 ・『統一教会のせいで被害が生じてると「明らかに」認められなくてはならない』とのことだが、条件が加害者側に有利すぎると思う。 ・統一教会による被害が生じていると「明らかに」認められなくてはならないというのは酷く不公平である。客観的な証拠と不法行為が認められた判決の提示を被害者が負担しなければいけない。 ・「著しい支障が生じていると明らかにされている場合」とあるが具体例がなければ「明らか」と定義することは難しいと考えられる。「明らかにされている場合」の具体例を明示してほしい。 ・勧告（6条）の「著しい支障が生じていると『明らかに』認められる場合」との要件が、基準では「『客観的に』認められる場合」と言いかえられている。客観 | <p>著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる」と規定しており、「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、修正案提出者の答弁に基づき、その具体的な状況として、「著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合」としています。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>性は要件として厳しく、不要と解すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「客観的に」認められるは既存の「明らかに」のまま であり。被害者が説明資料を揃えなければならない負担が生じるためである。 ・明らかにという文言は余計な為削除する必要があると思う。 ・「明らかに」を「客観的に」と限定してしまえば、いくら被害者の声が多数集まっても客観的な裏付けがなければ要件を充たさないとされかねず、不当である。なぜなら、被害者が自律的に客観的な証拠を収集しようとするのであれば、そもそも被害には遭わないからである。そして、法によって規制しようとする悪質な団体は、客観的な証拠を残さないように巧妙かつ狡猾に活動している実態があるからである。したがって、「明らかに」とは単に明白であるという意味と解すべきである。 ・「明らかに認められる場合」→「客観的に認めることができる場合」と変更するなど、要件を厳しくする必要はないと考える。 ・宗教法人による寄附の不当な勧誘が行われたとき、それを裏付ける証拠を常に残しておく用心深い人は、著しい支障が生じる前にその場を去ることができる人 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>と考える。そのような客観的証拠を残せない人が被害に遭っているのであり、「客観的に」という文言は不適切で、「明らかに」なれば良いはずで、訂正を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法の「明らかに認められる場合」よりも厳しい、「客観的に認めることができる場合」とされている。「客観的」とされると、裁判で判例がなければ認められない事や、写真・書面・録音データなどの証拠を求められることになり、被害者の証言だけでは「著しい支障が生じている」とされない可能性がある。被害者である消費者への負担が現行より大きくなると思う。 ・ 「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」の「明らかに」の部分に客観性を要件としているが、客観性を立証することは厳しい場合が多いのではないかと思う。 ・ 客観的、など現行法より厳しい要件を付け加える事で、被害者に更なる金銭的精神的身体的負担を強いる恐れがあり(案)に反対である。また、本気で取り締まる気があるのか疑問に感じる。 ・ 「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」についての現行の記述に替えて、客観的に認められる | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>事ができる場合という要件といった高いハードルを加えるべきではないと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の権利の保護に著しい支障が生じていると「明らかに」認められる場合においてに関しては、信者自身が献金（寄附）の勧誘を受けている段階では教団による価値観の書き換えを行われていたり、正常に判断できない場合がほとんどである。従って、「客観的」に「冷静」にその証拠を用意することはかなり難易度が高く、寄附後に気づいた時にはもはや救済や教団側への行政処分の手立は何もできないことになる。 ・統一教会のせいで被害が生じていると「明らかに」認められなくてはならない。「客観的」な証拠が必要。 ・「個人が法人等への寄附をし始めたことでその家族の生活レベルが著しく低下して学費や食費にも事欠くような状態が生じているとき」という状況に矛盾が生じている。「客観的に認めることができる場合」とは誰が見ても分かるような証拠等が必要になるとの見方になる。もし高額寄附をしてしまっている信者がいて、その同居家族（特に子ども）が被害を訴えている場合、証拠となる領収書であったり、寄附先への支払いの履歴を追うことができない。常日頃から録音ができるわけでもない。「客観的」という基準はハードル | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <p>が高すぎると主張したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事の発端となった宗教団体など、身元を隠しての勧誘において、勧誘された側が、客観的に明らかな勧誘の証拠(動画など)をすぐに残すことは困難である。 ・ 私の幼少期は『②個人が法人等への寄附をし始めたことでその家族の生活レベルが著しく低下して学費や食費にも事欠くような状態が生じているとき』に適應する。親に依存して生きて行くしか無かった幼い私はどうやってそれを『著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる』根拠をそろえて提出できるかよく考えてほしい。それは非常に困難であり、この案を骨抜きにして実効性のないものになっている。 ・ 客観的な証拠とは？正体を隠した悪質な宗教団体から勧誘被害を受けている最中の録音や録画など現実的とは言えない。 ・ 勧告(6条)について、著しい支障を「第三者が客観的に認める事は極めて困難」だと考える。「領収書が無く」「判断する物的証拠が無いから」旧統一教会を例に、先祖解怨や孝情奉獻書は、最終的に不当寄附の証拠が残らないので判断できない。 ・ 「配慮義務違反の行政処分(6条)の基準について」から「客観的」の文言は不必要ではないか。客観的な | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>証明は難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不当な勧誘」と聞くと大体が密室で行われるものであり、「家族の生活レベル」等も表に出にくい物であると思う。なのでそれを「客観的」な証拠や判決がある場合のみとする、と言うのは、ただでさえ心身ともに疲弊している被害者側にかなりの負担を強いるものではないか？ ・「客観的に認めることができる」などとしてしまうと、緊急性の高い事案について迅速に対応できないだろうし、客観的な証拠を被害者側が集めて立証するのか？ただでさえ精神的にも金銭的にも大きな傷を負っている人たちが、とてもそんなことできるとは思えない。 ・正体を隠して勧誘し、洗脳し、寄附をさせる団体を相手に、客観的な証拠も勧誘時の録音や動画も、とってある人などほぼいないと思う。 ・「客観的な証拠」について、録音や動画の保全を被害者に求めるのは無理があると思う。 ・「客観的」という文言は不要である。 ・著しい被害が生じていることを「客観的に」認める場合と明記することに反対である。客観的な証拠の提出を被害者に求めることは負担が大きい。 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「客観的な証拠」をとることは、正体隠しをした勧誘では気づくことができず、証拠を残すことは不可能である。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・勧告（6条）を出すためには「配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決」まで要るかのように書かれているが、判決までは不要と解すべき。時間がかかり被害抑止にならない。 ・「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合が考えられる、は要件が厳しすぎる。 ・不法行為が認められた判決も、判決が出るのはこれからという方が多いだろうし、どう考えても要件が厳しすぎて被害が認定される人を出さないつもりなのかという気さえする。 ・勧告について、不法行為責任を認めた判決が存在しなければ著しい支障が生じていることを客観的に認めることにならないとするのでは要件として厳しすぎる。 ・裁判で判決が出るのには一定の期間が必要な為、それ | <p>「法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合」については、修正案提出者の答弁に基づき、「著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる」場合の具体的な状況を示す例として記載しています。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>を待ってからようやく政府が勧告を出すのでは遅すぎると感じるし、余計な被害を拡大させる恐れがあると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法整備が始まったばかりであるのに、不法行為が認められた判決が必要、とはどういうことなのか。法整備が進んでいないために被害者が多く、それを救済するための法であるはずである。そもそも判例がほとんどない中でこういった内容を入れようとする事自体が間違いである。 ・被害者が訴訟を提起し、遂行していくこと自体容易なことではない上、判決が出るまでには、不法行為から数年かかることも十分に想定できる。そのため、判決が出たのを確認してから行政措置を講じるのではあまりに遅きに失する。しかも、裁判では、認定が容易な法的構成で判決がなされることが多く、法人等の責任に踏み込まずに、実行行為者の勧誘行為の違法性を認定し、法人等については使用者責任の範囲でしか判断を示さないこともあり得る。その意味でも、法人等の不法行為責任を認めた判決の存在まで求めるのは、行政の責任を放棄したものと言わざるを得ない。 ・判決がなく、訴訟を提起し法人等の不法行為責任が認められるまでの間、勧告は行わなくてもよいとするの | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>では実行性にかけると言わざるを得ない。そもそも法人等から金銭的被害を被っている状態で訴訟を提起すること自体が、負担として耐えられない場合、被害が酷い程、救済され得ない条件となりかねず、非常に問題と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法行為責任を認めた判決といった高いハードルを加えるべきではないと考えられる。 ・ 不法行為が認められた判決はハードルが高すぎる。 ・ 団体による不法行為が認められた判決が必要というが判例は未だない。 ・ 「不法行為が認められた判決」の判例はまだない。 ・ 判決なんてこれから施行される法に対してあるわけない。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決」が必要だとすれば、提訴から判決までは数年かかることが通常であることから、勧告が出るのはさらにその後になってしまうのであり、被害防止にならない。法の趣旨は被害者救済にあるのであって、早期に被害防止を図れないのであれば法を制定した意味がない。例えば、全国の消費生活センター・法テラス・消費者庁など行政に多数の相談が寄せられている場合も、「個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らか | <p>「全国の消費生活センター・法テラス・消費者庁などに多数の相談が寄せられている場合」については、その多数の相談の基準が必ずしも明確ではありません。さらに第6条の趣旨を踏まえると、相談の件数の多寡のみでは必ずしも要件を満たさない場合があり、特定の法人等をおとしめようという目的で、インターネットで呼び掛けて当該法人等に関する相談を集中的に行おうということが想定できることもあり、本処分基準等に記載することは適切ではないと考えられます。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <p>に認められる」といえるから、その旨明記すべきである。</p> <p>・今回、旧統一教会については、多くの家庭において、献金等によって家族の生活が困窮する事態が明らかになった。この問題に関し、不当寄附勧誘防止法第10条に債権者代位権行使に関する規定が設けられた。しかし、債権者代位権行使自体容易ではない上、取消し得る範囲が極めて限定されており、実効性がほとんどないことが指摘されている。配慮義務に関する第3条2号の規定はこのような第10条では救済されない被害を抑止、救済する目的で設けられた規定である。特に、信者の献金について信者の家族が損害賠償請求等を行うことが法的に困難である以上、第3条2号の配慮義務違反に対しては行政措置が講じられなければ実質的に被害の抑止が図れないとも言える。それにもかかわらず、上記のとおり、判決で配慮義務違反が認定されなければ行政措置が講じられないとすると事実上家族の被害は放置され続けることになってしまう。よって、判決がなくとも、各地の消費者センター、法テラス等に多数の被害相談がなされた場合には、消費者庁自らが事案を調査し、積極的に行政措置を講じなければならない。</p> | <p>また、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合は記載していますが、同様のものとしては、民事調停や独立行政法人国民生活センターの重要消費者紛争解決手続において法人等の弁明を経た上で第三者の判断により著しい支障が生じていることが客観的に認められた場合があると考えられることから、この点を明らかにしました。</p> <p>消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用のためには情報収集は重要であることから、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）や関係行政機関、消費者庁ウェブサイト開設した情報提供フォーム等を通じ、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報を収集した上で、個別の具体的な事案の内容に応じて、法と証拠に基づき適切に判断していくこととしています。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・全国の消費生活センターなど行政窓口にも多数の相談が寄せられている場合も勧告を出せると解すべき。 ・「不法行為責任を認めた判決が存在する場合」と限定するのは、早期的な被害防止に繋がらないので、「行政窓口にも多数の相談が寄せられている場合」等、範囲を広げるべきである。 ・『「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合が考えられる。』との一文は、「判例の存在」のみを客観性の例として上げていて不適當。実際に「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」状況に柔軟に対応出来るよう幅を持つべき。 ・法6条1項（勧告）に関し、「『著しい支障が生じていると明らかに認められる場合』の判断基準の一つとして書面送付制度のような被害者の声がリアルタイムで収集される仕組みを取り入れて活用してほしい。 | |
| ○「更に同様の支障が生ずるおそれが著しい」について | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合に | <p>第6条第1項の勧告は、「(略)個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合にお</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>は、この要件を満たさないと考えられる。」としているが、この点は削除すべきである。なぜならば、このように解すると勧告を出すかどうか検討している間に、表面的なまたは一時的な見直し・改善により勧告を逃れられることになりかねないし、過去に著しい支障が生じていたような場合は、特段の事情がない限りは「同様の支障が生ずるおそれが著しい」といえるからである。旧統一教会では、コンプライアンス宣言をしたとされているが、そのような宣言がなされたことを知らなかった信者・元信者が多数いる。また、靈感商法から高額献金へとシフトすることで手口が巧妙化したように口先だけのコンプライアンス宣言の可能性も否定できない。また、コンプライアンスとは過去の被害者への謝罪や権利回復を行ってこそ真に実効性が認められるものであり、表面的な改革案をもって過去の出来事を許すようなことがあってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」としているが、この点は削除すべきである。なぜならば、悪質なカルト団体などはいつも都合よく表面上問題がないように見せる手段に長けている。そのため今日ま | <p>いて、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるとき」に行うことができると規定しているところ、修正案提出者の答弁において、同様の支障が生ずるおそれが著しいというのは、過去にその支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれるような場合ではない、とされていることから、本処分基準等の文言としています。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>でカルト団体が被害者を生みながらも平然と生き延びてきた。この点は容赦なくご対応いただきたく、削除するようお願い申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告(6条)「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」この記載は削除すべきであると考え。表面上だけの反省の言葉などで、勧告を免れる抜け穴にされかねず、危険である。 ・ 「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」との記載は削除すべき。勧告を免れる格好の口実を与えかねない。 ・ 「過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさない」という条文については、小手先のごまかしで骨抜きにされるおそれがあるため、削除すべき。 ・ 「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」との記 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>載は、言い逃れの口実になると思うので削除した方がいいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、」の一節は、現状に対し勧告を行う要件として不要なので削除すべき。従って、この一節を補完する以下の一文、『「更に同様の支障が生じるおそれが著しい」については、例えば、今後も配慮義務を遵守していない状態が改善される見込みが薄く、このまま放置すると同様の支障が生じ続けることが認められる場合が考えられる。』及び、2.(2)「引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、」も不要、削除すべき。 ・「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」との記載は、削除した方が良く考える。改善を表明するだけで、実態を伴わなくても勧告を免れることが可能になってしまい、実効性が薄れるように思う。 ・「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」との記載は削除すべき。 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「改善が見込まれる場合」には勧告を出さない、とあるが、判断は誰がするのか？見込みだけで除外しては、取り締まりの意味が無いので削除すべき。 ・過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」との記載は削除すべきである。改善が見込まれるかどうか言うのは誰にも分からない。悪意あるものが関わったとき、国民に不利になる方向に行きかねない。 ・「過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」とあるが、テレビ放送による統一教会の口先三寸の改善を見る限りだとこの一文は不要かと考える。 ・これまでのカルト団体のやり方からしてほとぼりがさめたころ不当な勧誘を再開していることを考えれば「今後は改善が見込まれる場合はこの要件を満たさない」とするのはカルト団体の不法行為を見逃すことになるので、不要である。 ・『過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる』とあるが、それは | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>2009 年のコンプライアンス宣言のように教会はいくらでも言い逃れができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」とあるが何を以て改善が見込まれるとするのか不明である。この記述により、「著しい支障」を生じさせた法人が、意図的に見逃されることを危惧している。 ・「見直されて」「改善」は誰が判断するのか？宗教法人側が「もうしません」って言うだけならいくらでもできる。見直したとか改善だとかを本当にしたかどうか調べている間に、次の被害者が生まれる。 ・勧告における 1 から 3 のすべてが最後のこの一文にて撤回されることについて。「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」改善が見込まれるという判断はだれが行うのか。それは改善されたという事実をもって判断されるのか。事実をもってということであれば将来のこととなり実効性がないものと考えてしまう。 ・過去に著しい支障があったけど今後は改善が見込まれる場合は「要件を満たさない」。今後は改善の見込み | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>がある、と誰がどのように判断するのか。不当な寄附を勧誘した側が嘘八百を述べて、改善の見込みがありそう、と偽る可能性はないか？四六時中勧誘する側は経験を積んで百戦錬磨であるが、勧誘される側は騙された経験に乏しく、法で守るべき存在だという視点を持っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないといった基準の変更には反対する。その理由とは、勧告を免れるための口実を、寄附の不当な勧誘を行ってきた、そして行っている法人等に今後与えてしまうリスクが増大すると考えられるからである。 ・「今後の改善が見込まれる場合にはこの要件を満たさない」とする部分は大きく見直しを求める。宗教法人等はこれまでも言葉だけの『コンプライアンス宣言』等により巧妙に摘発を逃れてきた。本案はそれを後押しするものになっており、問題である。 ・「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」の部分は、旧統一教会が靈感商法は過去の物で現在はやって | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <p>ないと言っているのを助け、被害回復を妨げることにならないか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に違反してきた行為に対しても「見直しを行い改善が見込まれる場合は」としてしまっただけ「守っています」と逃げ切るケースも考えられる。通常の企業であればコンプライアンス違反をした場合、速やかに処分が行われるものとなっており、それは1個人が行った場合であっても「組織」が責任をとるのが通常の流れである。その観点から考えると、「改善案だしてそれを守ることを約束する」だけではなく、定期的に守れているのか、もう少し厳しく見る必要があると思っている。 ・過去に著しい支障があったけど今後は改善が見込まれる場合は「要件を満たさない」ってのが一番おかしい。改善？どこが？どこの世界に、大金を納めることで幸せになる世界があるの？消費者庁の方も統一教会とか、カルト信者なのか？ ・今後の改善が見込まれる場合は要件を満たさないとはどういうことなのか。取り締まる気がないとしか思えない。 ・これほどの厳しい条件をクリアしても、今後は改善が見込まれる場合は要件を満たさないというのではほ | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <p>とんど意味はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『改善が見込める場合は要件を満たさない』というのは証拠という確たるものを要求しておいて、相手が改善しますよ、と言えはひっくり返るのか？ ・「過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる」これは、2009年のコンプライアンス宣言のように「改善していますアピール」で処分されずに済まされると思う。 ・過去に著しい支障があったが今後は改善が見込まれる場合は「要件を満たさない」とはどういう意味か？「見込まれる」なんて甘すぎる。絶対無理。 ・カルト宗教に有利であると考え。この一文があると、これまで通りカルト宗教側の言い訳によって「改善が見込まれる」とされてしまう可能性があり、メディアやそれを受信する第三者も含めて無意識にカルト宗教に加担すると考える。これは、旧統一教会の様なカルト団体の存在を容認し、彼等が活動しやすいように支援していると言える。 ・改善の状況こそ客観的に確認すべきであり、明示と周知が必要である。 ・旧統一教会で苦しんでいる人がいるのに、どうして改 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <p>善する見込みがあればそのまま継続可能な文が入っているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に著しい支障があったが今後は改善が見込まれる場合は要件を満たさない。 ・全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、旧統一教会がコンプライアンスを強化したとする 2009 年以降も献金の強要などが行われ、総額は少なくとも 7 億 9000 万円に上ると報告されている。法人等が被害の実態を受けて改善したかの様な体裁を取りさえすれば、勧告の要件を満たされないと判断される可能性があり、個人の権利の保護に著しい支障が生じている状態が、法人側が手段を変えることにより温存されかねないと思う。 ・過去に著しい支障が生じていた場合には、現在の状態、未来の可能性に関係なく要件を満たすとすべきであると考える。 ・1 項の末尾「なお」からの過去の支障についての件は矛盾している。学歴がないことによって、現在でも生活が苦しい状況は継続的な被害である。 ・改善の余地があるかは被害者には関係ない。 ・「過去に著しい被害が認められた場合でも、現在改善が認められる場合」訴えが認められない。 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「今後は改善が見込まれる場合」の客観的な基準が明記されていない。 ・「改善が見込まれる場合」の定義が曖昧であり、実際の運用面でこの文言を利用した抜け穴になる。 ・「過去に著しい支障が生じたが、改善が見込まれる場合は、要件が満たされない」とあるが改善しているそぶりを見せるだけで、被害者が減らない可能性がある。特例措置は定性的な表現ではなく、定量的な表現で願います。例えば過去の被害が3回以内なら要件は満たさない、などである。 | <p>「今後は改善が見込まれる場合」については、個別の事案によって様々な状況が考えられるところ、具体的な数値基準で判断されるものではありません。消費者庁が行政措置を講ずるに当たっては、個別の具体的な事案の内容に応じて、法と証拠に基づき適切に判断していくこととしています。</p> |
| 4. 配慮義務の遵守に係る勧告等（不当寄附勧誘防止法第6条）：1（2）公表関連 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「公表について・・・総合的に考慮の上、行う」。例えば、総合的に一部の政治家や官僚と仲良くなれば許されてしまうのでは？信仰の自由を隠れ蓑にした、宗教法人の集金詐欺行為を、きっちりと「悪い事」とし、暴力団組織と同じように厳しく取り締まらなないと、なくならないと思う。特に公表については、多くの人に、被害があることを積極的に広報しなければいけないと思う。 | <p>第6条第2項は、「(略)その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる」と規定しているところ、勧告を受けた法人等が勧告に従っているかという点については、消費者庁において法と証拠に基づき適切に判断していくこととしています。</p> <p>その上で、当該法人等が勧告に従っていないと判断される場合の公表の基準については、修正案提出者の答弁に基づき、本処分基準等の文言としています。</p> |
| 5. 配慮義務の遵守に係る勧告等（不当寄附勧誘防止法第6条）：1（3）報告徴収関連 | |
| <p>○「1（1）に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合に行う」について</p> | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分基準案では、法 6 条 3 項（報告徴収）に関し、「1（1）に挙げた要件〔注：勧告の要件〕が全て満たされていると考えられる場合に行う。」としている。しかし、法 6 条 3 項（報告徴収）は、「勧告をするために必要な限度において」行うものであり、勧告を出すかどうかを判断するための資料を集めるために行われるものであり、ある種の調査といえるところ、調査とは「疑い」「おそれ」がある場合に行われるものであって、既に要件を充たしていることが明らかな場合に行われるものではない。例えば、児童虐待防止法では、立入調査は児童虐待の「おそれ」がある場合に行うものとされているし（同法 9 条 1 項）、刑事訴訟法では、捜査（捜査機関による調査の性質を有する。）は犯罪があると「思料する」場合に行うものとされている（同法 189 条 2 項）。不当寄附勧誘防止法においても勧告の要件と報告徴収の要件を同一とするのは不合理であり、「1（1）に挙げた要件が全て満たされているおそれがある場合に行う。」とすべきである。 ・ 報告（法 6 条 3 項）は、「勧告の要件が『全て』満たされている場合」に求めることができるとされているが、それでは報告を求める意味がない。報告を求めるのは、勧告の要件を満たすかどうかを判断するための | <p>第 6 条第 3 項は、「第 1 項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第 3 条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる」と規定しています。</p> <p>報告徴収の要件（「第 1 項の規定による勧告をするために必要な限度において」）については、参議院の質疑において、修正案提出者が、報告徴収がなされる場合について、第 6 条第 1 項の勧告の要件を挙げた上で、「更に勧告をするのに必要となる場合に必要な限度において報告徴収をすることになる」と御答弁されていたこと、さらには、同条の趣旨として「原則としては、その不遵守があったとしても、謙抑的、慎重に行政権限の行使がされるのが相当である」と御答弁されていたことに基づいています。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>ものであるから、要件を満たす「おそれ」がある場合にはできるとすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要件が全て満たされていると考えられる場合」は条件が厳しいと思うので、該当する要件や要件を満たすおそれがある場合などとして、より多くの被害が救済されるようにしてほしい。 ・報告徴収の要件について、「全て満たされていると考えられる場合」と限定するのは、被害の防止に繋がらない。「要件を満たす恐れがある場合」に訂正すべきである。 ・「（１）に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合」では意味がない。「要件に触れる恐れがある場合」としてほしい。 ・「報告は勧告の要件が全て満たされている場合」に求めることができるとのことであるが、それでは報告の意味がない。「すべて」ではなく「要件を満たす可能性がある場合」に変更すべきである。 ・報告徴収は対象の法人等が勧告要件を満たすか判断するために行うものであり、「１（１）に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合に行う。」の一節は不適當。１（１）に挙げた要件を満たす可能性に応じて為される旨の文言とすべき。 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告徴収の条件「1（1）に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合に行う」とあるが、全てを満たさないと発効しないのでは、実効性が無い。どれか一つでも条件を満たせば、発動できるものとするべきだ。 ・ 報告徴収により、勧告が行われる為、勧告の要件が全て満たされているかは報告徴収を行わずに、判断が出来ないはずで、勧告の要件が全て満たされていると考えられる場合に行うとの文言は削除されるべきである。 ・ 1（1）に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合に行う。「要件が全て満たされている」必要性について説明が不足している。 | |
| <p>6. 禁止行為に係る報告、勧告等（不当寄附勧誘防止法第7条）：2（1）報告徴収関連</p> | |
| <p>○「禁止行為が不特定又は多数の者に対して繰り返し組織的に行われており、社会的な影響が大きいと考えられる場合などが想定される」について</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 「具体的には、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などに行うことが考えられる。」は状況や規模を限定し過ぎており不適當。組織性や社会的影響を要件に盛り込むことの妥当性も示されて居ない | <p>第7条第1項は、「内閣総理大臣は、第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる」と規定しています。具体的には、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>め不要。削除すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分基準案では、法7条1項（報告徴収）に関し、「禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などに行うことが考えられる。」とされている。しかし、「組織的に行われ」ていることが報告徴収の行使に必要であるとすると、現実的に権限行使が極めて困難になる。団体と個人とでは圧倒的に情報収集量に差が生じる。このような証明の困難性を個人に負わせることは酷であり、結局は被害者を泣き寝入りさせることになりかねない。処分基準案2項（1）にあるとおり、報告徴収は禁止行為の悪質性、組織性、継続性等を明らかにするために行うものであることからすれば、禁止行為が組織的に行われていることが明らかにならないかぎり報告徴収の行使ができないと解すべきではない。したがって、処分基準案の上記表現から「組織的に」の文言は削除されるべきである。 ・処分基準案では、法7条1項（報告徴収）に関し、「禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合な | <p>会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などを想定しています。</p> <p>不当寄附勧誘防止法は、法人等による不当な寄附の勧誘を防止するものであり、禁止行為に係る報告徴収などについては、個人が法人等の組織とは関係なく行った不当な勧誘行為ではなく、法人等が組織的に行った不当な勧誘行為を対象として想定していることから、本処分基準等にその旨を記載することは適当であると考えられます。</p> <p>なお、消費者庁が行政措置を講ずるに当たっては、消費者庁において法と証拠に基づき事実認定を行うものであり、寄附の勧誘を受けた個人に対し、本処分基準等に規定している不当寄附勧誘防止法の規定による行政措置の対象となる行為についての違反事実等の立証を求めるものではありません。</p> |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <p>どに行うことが考えられる。」とされている。しかし、不特定又は多数の個人に対して繰り返し禁止行為が行われている場合には、それだけで禁止行為が組織的に行われていることが推認される。そして、組織的に行われているかは外部から必ずしも明らかではないことから、「組織的に行われ」ていることが報告徴収の行使に必要であるとすれば、現実的に権限行使が極めて困難になる。処分基準案2項(1)にあるとおり、報告徴収は禁止行為の悪質性、組織性、継続性等を明らかにするために行うものであることからすれば、禁止行為が組織的に行われていることが明らかにならないかぎり報告徴収の行使ができないと解すべきではない。したがって、処分基準案の上記表現から「組織的に」の文言は削除されるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告(7条)を求める基準として「組織的に」とあり、組織性が必要であるかのように書かれているが、削除すべきである。組織性まで必要とすると、報告を求めるのが極めて困難となってしまう。 ・禁止行為が「組織的に」行われている場合と限定しているが、宗教法人は組織性を否定し続けており、実態にそぐわないため、この文言を削除し条件を緩和すべきである。 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告（7条）を求める基準として「組織的に」とある。 「組織的に」は削除すべきであると考え。個人の活動などと、報告を掻い潜る格好の抜け穴とされかねない。 ・ 報告（7条）を求める基準に「組織的に」とあるが、例えば宗教団体だと信者個人が勝手にやったことだと主張する等により報告を求めることができなくなるのではないかと思うため、削除したほうが良いと思う。 ・ 「組織的に行われ」ていることが報告徴収の行使に必須であるとする、現実的に権限行使が極めて困難になる。家族が被害を訴えるのが大半かと思われる。家族が組織の知識を蓄えていない場合もあると想定するのは容易である。騙されたと気づきにくい人が大半のため、組織性の寄附勧誘を証明するのは極めて困難であると想定している。もし組織性が必須であるのならば、同時期に複数（二、三件程度のみ）の同内容の被害報告で組織性を証明できるなど、ハードルを下げる必要があるかと思う。 ・ 組織的に行われていることをどのように把握することができるのか？ 不当な勧誘の防止に役立たない、厳しい条件を見直すべきである。 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|--|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・今現状でも法人の組織性から「個人が勝手にやった事」との言い逃れが可能な状況で、これ以上緩めるような文言は避けるべきである。 ・組織的であることを被害を訴える側が証明することは困難であると思われる為、組織的に行われていることは要件として含まれないべきと思ひ実効性を欠く基準となり、被害が蔑にされ被害を生む法人等を利することのないよう、丁寧に検討いただきたい。 ・正体を隠して勧誘された証拠などは存在する可能性は限りなく低く、犯罪団体が述べる「今後の改善」などは信ずるに足るとどう評価するのか、本法律に想定された団体を見れば、組織的に行われていること、はどう見ても明らかであるのに、現状で未だ証明できていないと、調査権もないがため野放しになっている構図からみて認定できないというのであれば、被害者が高度洗脳から解放され不当な勧誘と訴えても認められる可能性は限りなく少ないことが実態である。 ・(1)「禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており」という部分について、カルト団体は「教団としてはやっていない。信者個人がやったこと」というのが常である。「組織的」か否かに関わらず報告徴収を行ってほしい。 | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「組織的に行われている」証明が必要。 ・「組織的に行われ」ていることを証明はハードルが高すぎる。 ・マインドコントロールで視野を狭くされた信者に、不当と判断されるための証拠集めや、その寄附が悪質で組織的なものだと証明することまで要求するのは難しい。 ・処分基準等について、緩すぎると感じる。「多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており」の部分で「個人でやりました」と口裏を合わす事で、いくらでも回避できてしまう。 ・不当な寄附の勧誘が「組織的に行われ」ていることも、騙された側が証明しないとならないとは。オレオレ詐欺にひっかかるような知的レベルの人に、証明行為ができるとは思えない。社会通念上、正常とは言い難い精神状態で献金する人に、寄附の勧誘が「組織的に行われている」と証明させるのは酷である。疑われた側が、組織的な寄附の勧誘ではない、と証明するべきではないか。 ・組織的行為であるかの立証などむしろ行政の側が数多の申告や訴訟事例などから判断すべきで、捜査権ももたない一般の元信者や二世信者やその親族に可能な | |

| 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|--|
| <p>こととは到底思えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害が組織的に行われていることを被害者が証明しなければならない。これでは誰の為の法整備なのか、加害者を守っているようにしか見えない。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 例えば収入に対しての被害総額の目安基準を設けたり、参考としての基準も設けるべきではないか。 | <p>年収等に応じた金額の目安を設けること等については、寄附を勧誘する法人等が勧誘の対象となる個人の所得を把握する口実に使われるなど悪用されるリスクもあり、適切ではないと考えられます。</p> |
| <p>4. 禁止行為に係る報告、勧告等（不当寄附勧誘防止法第7条）：2（3）命令及び公表関連</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> 「「正当な理由」については、大規模な災害等により連絡を行うことが困難になるなど、例外的な場合に限り認められるものと考えられる。」という例外規定が設けられているが、曖昧な規定ではなく、別紙に具体的な例外規定を設けるホワイトリスト方式にすることは出来ないか。 | <p>第7条第3項は、同条第2項の「規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき」に当該法人等に対し命令を行うことができる」と規定しています。したがって、勧告を受けた法人等が勧告に係る措置をとらなかったときは原則として命令が行われるものと考えており、「正当な理由」に当たる例外的な場合として、本処分基準等では、「大規模な災害等により連絡を行うことが困難になるなど」としています。</p> |

上記のほか、以下のような御意見がありました。今後の業務の参考とさせていただきます。

○反対する。

○以下のような制度にしてほしい。

- ・ 配慮義務に違反する行為を禁止行為にする。
- ・ 10年よりも前の被害も対象にする。
- ・ 困惑ではなく社会通念上正常とはいえない精神状態での寄附は取り消すことができる。
- ・ 消費者庁や文化庁など、省庁をまたいで立入権限を例外的に緩和し、場合によっては警察とも連携し、建物内に強制立入捜査を行えるようにするべきではないか。そうしなければ、仮に悪質な行動を行っている疑いのある団体があっても、文化庁の質問権の行使のように、団体側の裁量任せの弱い調査しか行えないであろう。

○被害を訴える当事者等の声に耳を傾け、フィードバックを得て改善すべきである。

○実効性のある執行によって、これから多くの方たちが救われることを切に願う。

○憲法でいう信教の自由に抵触するおそれもあると危惧している。政府自体がいつの間にか独裁的な全体主義に走らないように注視しなければならない。

○国民による議論も行われないうまま、あまりにも拙速に成立、施行されたものである。近年日本でようやく根付いてきた寄附文化をも根底から揺るがす問題である。

○いわゆる新興宗教信者に対する差別をととても感じている。この法律が宗教差別を助長するものでないことを強く望む。

意見公募手続を実施した処分基準等の案と定めた処分基準等との差異

(傍線部分は差異部分)

| 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（決定） | 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案） |
|--|---|
| <p>1. 配慮義務の遵守に係る勧告等（法第6条）</p> <p>（1）勧告 （略）</p> <p>また、「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合や、<u>民事調停や独立行政法人国民生活センターの重要消費者紛争解決手続において法人等の弁明を経た上で第三者の判断により著しい支障が生じていることが客観的に認められた場合</u>が考えられる。</p> <p>（略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> | <p>1. 配慮義務の遵守に係る勧告等（法第6条）</p> <p>（1）勧告 （略）</p> <p>また、「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合が考えられる。</p> <p>（略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> |